

「新規輸送ルート構築支援事業」

の御案内

宮崎県では、長距離物流網の安定的な維持を図るため、県内発着の内航定期航路又は貨物駅を利用する**新規輸送ルートの構築**（テスト輸送）に要する経費について補助を行います。

【補助対象・補助額について】

対象貨物	・ 新規貨物 ・ 転換貨物 （陸上輸送から内航定期航路または貨物鉄道に転換した貨物のこと）
補助対象者	「 荷主 」または「 運送事業者 」 ※詳細は下記参照
事業期間	交付決定日から令和7年2月28日（金）まで
補助額	対象経費の2分の1（補助額の上限は1計画につき 50万円 まで）
応募期間	令和6年4月1日（月）～令和6年12月6日（金） 随時受付（予算がなくなり次第終了します）

【補助対象者について】

新たな輸送ルートの構築に取り組む、以下の全ての要件を満たす事業者が対象となります。

(1)	県内発着の内航定期航路・貨物鉄道を利用した計画を策定する者
(2)	定期的な貨物輸送の実現が見込まれる者
(3)	モーダルシフトやモーダルコンビネーションなど、物流の効率化を目的とする者

【手続きについて】

- ・ 県が定める募集期間内に申請をお願いします。
- ・ 補助金の申請にあたっては県HP（しごと・産業>交通・物流>物流）の交付要綱等を御確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前に行われたテスト輸送は補助金の対象外になります。